

# 町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、各種諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。

また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

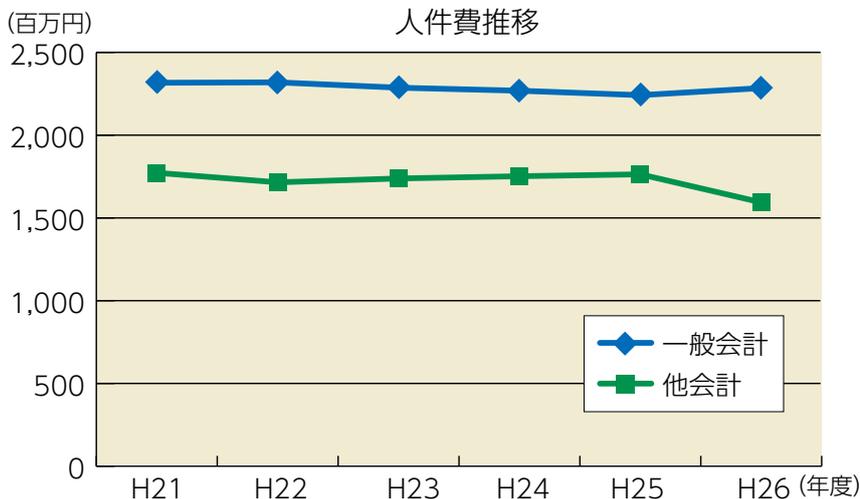
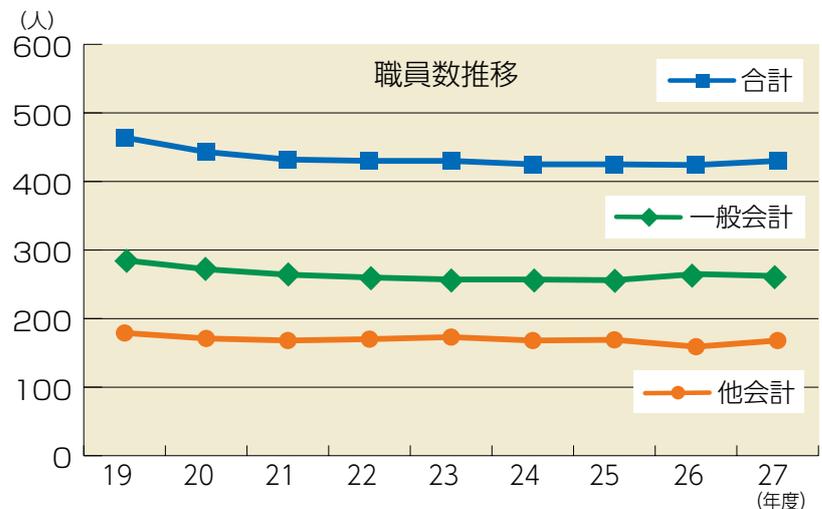
この内容を町民の皆様にご理解いただくため、別海町職員の給与・職員数の状況についてお知らせします。

## 職員数

職員数については、平成13年度の525人をピークに、平成27年度は430人（△95人）となっています。今後5年間で46人の定年退職者が見込まれますが、平成26年8月に策定した第4次定員適正化計画（平成27年～31年）に基づいて、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。



年度	H19	H20	H21	H22	H 23	H24	H25	H26	H27
一般会計	285	272	264	260	257	257	256	265	262
他会計	179	171	168	170	173	168	169	159	168
合計	464	443	432	430	430	425	425	424	430



## 職員の人件費

人件費については、一般会計で平成21年度2,316,507千円に対し、平成26年度2,284,271千円で32,236千円の減となっています。主な要因としては、退職と新規採用による職員の年齢構成の変更や、給与構造改革、諸手当の見直しなどがあります。

## 特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表5のとおりです。

町長・副町長・教育長の報酬月額、平成19年7月1日から当分の間5%～10%の削減をしています。

表5 特別職の報酬等の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	給料月額(円)	期末手当	区分	報酬月額(円)	期末手当		
町長	847,000 (減額前)	6月期 1.90月分 12月期 2.10月分	議長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 2.75月分		
	762,300 (減額後)		副議長	245,000			
副町長	679,000 (減額前)	計 4.00月分	常任委員長	219,000	計 4.00月分		
	611,100 (減額後)		議員	193,000			
教育長	611,000 (減額前)						
	580,450 (減額後)						

## 職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表6のとおりです。

表6 職員手当の状況

(平成27年4月1日現在)

区分	内容	金額等(円)	区分	内容	金額等(円)		
扶養手当	配偶者	13,000	広域異動手当	実務研修のため国又は北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給する。			
	配偶者以外 1人につき	6,500					
	職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人のみ	11,000					
	16歳から22歳までの子の加算(特定扶養)	5,000					
住居手当	持家	10,000	期末・勤勉手当	6月期 期末手当 1.225月分 勤勉手当 0.75月分	計 1.975月		
	借家 家賃が12,000円を超える借家等の場合家賃の額に応じて支給	限度額 27,000					
通勤手当 (通勤距離片道2km以上の者)	自家用自動車等利用			12月期 期末手当 1.375月分 勤勉手当 0.75月分	計 2.125月		
	片道距離	2km以上～5km未満				2,000	職務上の段階、職務の級等により加算措置がある。(5～15%)
		5km以上～10km未満	4,200				
		10km以上～15km未満	7,100				
		15km以上～20km未満	10,000				
		20km以上～25km未満	12,900				
25km以上	15,800						
管理職手当	医師職 給料の100分の18		寒冷地手当	世帯主 扶養親族のある職員 26,380 その他の世帯主である職員 14,580 その他の職員 10,340			
	部長職	60,000					
	次長職	50,000					
	課長職	46,000	退職手当	退職手当額は、退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じて算出される。			
	主幹職	37,000					
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に支給する。				区分	自己都合	勤続・定年
					勤続10年	5.22月分	8.7月分
			勤続20年	20.445月分	25.55625月分		
			勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給する。		勤続35年	41.325月分	49.59月分		
			最高限度	49.59月分	49.59月分		

表1 人件費の状況（平成26年度決算統計）

区 分	歳出総額 A (千円)	うち人件費B (千円)	人件費率B/A (%)
一 般 会 計	16,247,316	2,284,271	14.1
国民健康保険特別会計	2,546,637	27,185	1.1
下水道事業特別会計	633,226	14,014	2.2
介護サービス事業特別会計	472,961	267,164	56.5
介護保険特別会計	981,183	88,148	9.0
後期高齢者医療特別会計	158,931	18,210	11.5
病院事業会計	2,309,173	1,126,656	48.8
水道事業会計	1,180,529	52,546	4.5
合 計	24,529,956	3,878,194	15.8

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料・報酬を含みます。

## 職員の給与

職員の給料は、民間でいう基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて定められており、職種により（一）表から（五）表に区分されています。

また、毎月支給される給料、諸手当に加えて民間企業の賞与にあたる期末勤勉手当をあわせたものを職員給与といい、平成27年度予算では表2のとおりです。

職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況は表3、経験年数別・学歴別平均給料月額は表4のとおりです。

表2 職員給与費の状況（平成27年度当初予算）

区 分	職員数 A	給 与 費 (千円)				一人当たり 給与費B/A (千円)	備 考
		給 料	職員手当	期 末・ 勤勉手当	計 B		
一 般 会 計	285	1,025,000	186,980	371,000	1,582,980	5,554	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療特別会計を含む
下水道事業特別会計	4	9,393	1,740	3,210	14,343	3,586	
介護サービス事業特別会計	41	149,607	20,707	53,457	223,771	5,458	
病院事業会計	89	410,043	183,187	152,131	745,361	8,375	
水道事業会計	8	29,831	6,010	11,100	46,941	5,868	
合 計	427	1,623,874	398,624	590,898	2,613,396	6,120	

※職員手当には、退職手当は含みません。

表3 職員の平均給料月額、平均給与（給料及び諸手当を含むもの）月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	一般行政職	公務補等の技能労務職	保健師・看護師等の医療職	薬剤師等の医療技術職	医 師
平均給料月額	296,400円	315,700円	309,000円	300,300円	1,169,900円
平均給与月額	355,775円	337,678円	361,703円	369,243円	2,300,547円
平均年齢	39歳8ヶ月	50歳4ヶ月	41歳0ヶ月	39歳9ヶ月	51歳2ヶ月

表4 職員の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

（平成27年4月1日現在）

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額			
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	
一 般 行 政 職	27年度	大 卒	174,200円	281,500円	318,871円	363,075円
		高 卒	142,100円	230,000円	277,850円	327,146円
	26年度	大 卒	172,200円	268,128円	313,100円	366,717円
		高 卒	140,100円	221,560円	275,562円	327,393円

表7 職員定数の状況

(単位：人)

町職員の定数は、条例で上限が定められており次のとおりとなっています。

区 分	条例施行年月日	H 7. 4. 1	H10. 1. 1	H18. 4. 1
町長の事務部局の職員		428	439	397
議会の事務局の職員		3	3	3
選挙管理委員会の事務局の職員		2	2	2
監査委員の事務局の職員		2	2	2
教育委員会の事務部局の職員		77	69	60
農業委員会の事務局の職員		10	10	9
公営企業関係職員		20	17	12
合 計		542	542	485

※特別職・教育長は除きます。

表8 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在 単位：人)

部 門	区 分	職 員 数				
		H23	H24	H25	H26	H27
福祉関係を除く 一般行政	議 会	3	3	3	3	3
	総 務	54	55	53	54	54
	税 務	11	11	11	10	10
	農 水	33	30	29	30	28
	商 工	7	8	8	8	8
	土 木	30	25	27	29	28
	小 計	138	132	131	134	131
福祉関係	民 生	50	51	52	56	57
	衛 生	21	23	23	23	23
	小 計	71	74	75	79	80
一般行政計		209	206	206	213	211
特別行政	教 育	48	51	50	52	51
公営企業等	病 院	85	81	83	89	95
	水 道	8	7	7	8	9
	下水道	3	4	4	4	4
	その他	77	76	75	58	60
	小 計	173	168	169	159	168
総 合 計		430	425	425	424	430

※特別職・教育長は除きます。

表9 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成27年4月1日現在)

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比(%)
1級	・主事、技師、保育士、介護員の職務	50	23.8
2級	・経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、介護員の職務	26	12.4
3級	・主査、主任、主任保育士、主任介護員の職務 ・特に困難な業務を処理する主事、技師、保育士、介護員の職務	42	20.0
4級	・主幹の職務 ・困難な業務を分掌する主査、主任保育士、主任介護員 ・困難な業務を処理する主任	47	22.4
5級	・部次長の職務 ・課長の職務 ・特に困難な業務を処理する主幹	33	15.7
6級	・部長の職務 ・困難な業務を処理する部次長の職務	12	5.7

## ラスパイレス指数の状況

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表10 ラスパイレス指数の状況

	平成26年4月1日現在
別 海 町	96.8
類似団体平均	94.8
全国町平均	95.6